

《平成22年3月申告用》所得税確定申告の手引

《更新日時：2010年1月15日》

「所得税確定申告の手引」をお買い求めありがとうございます。

本書第1刷（平成22年1月15日発行）におきましては、下記の訂正がございます。

ご迷惑おかけして誠に申し訳ありません。

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----------------------|--------------------|--|
| 704 | 図の点線で囲っている部分（税額控除部分） | ⑥の次に⑦、⑧を追加。旧⑦を⑨に変更 | ……⑦既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 ⑧認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 ⑨ 電子証明書～ |
| 907 | 表中、年齢区分の列 | 昭和十九年一月二日以後に生まれた人 | 昭和二十年一月二日以後に生まれた人 |
| | | 昭和十九年一月一日以前に生まれた人 | 昭和二十年一月一日以前に生まれた人 |
| | 表の下、1行目 | 例えば、昭和19年1月1日以前に… | 例えば、昭和20年1月1日以前に… |

（下記は1月15日追加分です）

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------------|--|--|
| 478 | 上から15行目 | …「一定の譲渡」に係る上場株式等の譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については、… | …「一定の譲渡」に係る上場株式等の譲渡所得等の金額については、… |
| | 下から7行目から4行分 | ただし、公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（租税特別措置法第8条の4第1項第2号に規定する公募をいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の受益権及び特定投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口は除かれます。 | ⑦ 租税特別措置法第37条の11の3第2項第2号に規定する公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（租税特別措置法第8条の4第1項第2号に規定する公募をいう。）により行われたもの（租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託を除く。）の受益権 ⑧ 特定投資法人（租税特別措置法第8条の4第1項第3号に規定する特定投資法人をいう。）の投資口 |